令和７年度社会福祉法人沼津市社会福祉協議会・共同募金配分金事業
「こどもの居場所づくり」助成事業　募集要綱

１．助成の目的

沼津市内において、地域でこどもたちを見守り・育む事業に取り組まれる団体を対象に助成を行い、こどもたちが安心して参加できる「こどもの居場所」づくりの拡充を図ることを目的とする。

２．対象となる活動

次条に定める助成対象団体が実施する、困りごとや課題、不安を抱えるこどもたちが安心して気軽に立ち寄ることのできる“地域の身近な居場所”を定期的に開催する事業活動とし、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）沼津市内で行われる自主的で継続的な活動であること
（２）特定の趣味やスポーツ活動などに限定したサークル活動でないこと
（３）こどもだけでも安心して参加できる居場所であること
（４）１回に３名以上のこどもが参加している、また参加が見込まれること。また、特定の者を対象とせず、気になる・心配なこどもや家族を含め、広く住民に呼びかけて運営が行われること
（５）月１回以上の頻度（１回あたりの開催時間が概ね１時間以上）で行うこと
（６）利用料は無料又は実費程度であること
（７）配慮を必要とする参加者や家族等について、社会福祉法人沼津市社会福祉協議会（以下、本会）をはじめとする福祉関係機関や学校、警察、行政、その他関係機関等と連携し、必要な支援に結びつけるよう努めること
（８）営業、営利、勧誘等を目的としないこと
（９）政治および宗教に係る活動を行わないこと
(10) 法令および公序良俗に違反しないこと

３．対象となる団体

市内において「こどもの居場所」の取り組みを実施予定の団体、または、現在取り組んでいる「こどもの居場所」の事業の拡充等を予定する団体。

※概ね１年以上継続して実施している 、また実施する見込みがある団体で、次の各号のいずれにも該当する団体とします。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する団体及び暴力団員で構成する団体または暴力団員の参加している団体を除く）

（１）非営利の団体、ボランティアグループ
（２）継続的かつ計画的な活動を行う団体

同一事業に、他に公的な補助を受けている場合や他の機関の助成を受けている場合でも申請は可能ですが、その事業の必要性や団体の運営状況等を総合的に勘案し、助成の可否を決定します。助成申請の際は、他機関からの助成や補助の有無を明記して下さい。

４．助成金の対象となる経費

消耗品費、備品費、食材費、使用料、賃借料、印刷製本費、通信運搬費、その他本会が必要と認める経費。本助成事業以外にも助成・補助を受けている場合、同じ領収書で重複する手続きを行っていないことが条件となります。

５．助成金の対象とならない経費

旅行代や人件費、その他経費として不適切であると本会が判断したもの。

６．助成対象期間

令和７年４月１日（火）から令和８年３月３１日（火）までに実施するもの

７．助成額・助成回数

（１）開設経費　上限１０万円　※１団体１回のみ

（２）運営経費　上限５万円　　**（２～３年目）**

（３）継続経費　上限３万円　　**（４～５年目）**

※申請により通算５事業年度まで

※財源である赤い羽根共同募金の募金状況によって、金額は変更する場合があります。

８．申請期間と申請方法

新たに居場所を開設する場合は、活動開始の１ヶ月前までに申請書類を提出してください。

メールやＦＡＸによる提出はできません。郵送か直接本会に提出してください。

郵送する際の郵送料は、各申請団体にて負担してください。

９．申請に必要な書類

① 赤い羽根共同募金「配分金事業」助成申請書（様式第１号）

② 助成申請に係る事業計画書（様式第２号）

③ 助成申請に係る予算書（様式第３号）

④ 団体構成員名簿（様式第４号）

⑤ 赤い羽根共同募金「配分金事業」交付請求書（様式第５号）

⑥ 会則（ある場合）、その他事業の内容を確認できる書類等

１０．助成金の交付決定

審査により、助成の可否及び助成額を決定し、申請団体に結果を通知します。

１１．実績報告

助成が決定した団体は、**令和８年４月１０日（金）≪必着≫までに、下記の書類を提出してください。**　＊下記の書類は助成決定後、本会より送付します。

① 赤い羽根共同募金「配分金事業」助成金使途結果報告書（様式第７号）

② 助成申請に係る決算書（様式第８号）

③ 領収書（コピー可、クレジットカードやポイントカード等、ポイントが計上された領収書は不可。公金の不正利用になります。）

＊助成金の支出状況について、本会職員が確認することがありますので、領収書等の根拠資料は必ず保存しておいて下さい。

④ ありがとうメッセージ（＊活動写真添付）（様式第９号）

⑤ 実施日毎の参加者名簿（様式第10号）

＊参加者名簿の様式は問いません。各団体で使用している様式でも提出可能。

＊各申請・報告様式のデータを希望する場合は、本会に連絡してください。

１２．助成金の返還

本助成金を翌年度に繰り越すことはできません。

下記に当てはまる場合は、助成金全額返還していただきます。

① 申請事業を中止した場合

② 申請及び報告内容が実際と大幅に異なる場合

③ 助成金の不正利用

④ 経費支払時、領収書にポイント計上が行われていた場合

⑤ 補助金で購入した備品の処分、譲渡、売却を行った場合

＊不明な場合は、あらかじめ本会に連絡してください。

＊この他、申請時に計画した開催回数を実施できなかった場合や当該事業に使用した経費が助成額を下回っていた場合、差額等を返還していただきます。

１３．その他

当初の申請内容に変更が生じた場合は、速やかに本会に連絡してください。

活動状況確認のため、本会職員が活動場所へ訪問する場合があります。

問い合わせ先

社会福祉法人沼津市社会福祉協議会　（住所　〒410-0032 沼津市日の出町１－１５）

電話：０５５－９２２－１５００　　ＦＡＸ：０５５－９２２－１５０２

メール：info@numazu-shakyo.jp

（受付時間）平日９～１７時